

## 各務原市社会福祉協議会備品貸出要綱

### (目的)

第1条 ボランティア団体などに対し、社会福祉法人各務原市社会福祉協議会が整備している資材・機材を貸し出すことにより、その活動に必要な支援を行うため、この要綱を定める。

### (貸出対象)

第2条 市社協は、次の各号に掲げるもののほか、必要に応じボランティア活動等を支援するための資材・機材の貸し出しを行う。

- (1) 研修会、講習会、会議における映像・音響機材
- (2) 研修会、講習会における介護用品・機器などの学習機材
- (3) イベントなどの行事におけるテントなどの会場備品

### (貸出方法)

第3条 資材・機材を貸し出す場合、貸出期間、使用団体名、使用責任者名、連絡先など借用に必要な事項を備品借用申請書（様式第1号）に記入のうえ、あらかじめ申請するものとする。

### (備品の使用)

第4条 使用責任者は、使用物品について使用期間を厳守するとともに、物品の使用について十分注意し、物品の搬送は使用者の責任において行う。

### (報告)

第5条 使用責任者は、使用物品の使用状況について、市社協に報告しなければならない。

### (管理)

第6条 物品の管理、保管、整備は市社協が行う。ただし、物品の搬送や使用中における破損、紛失等が生じた場合は、原則として使用責任者がその損害を賠償するものとする。

## 附 則

この要綱は、平成12年4月1日より適用する。